

問い合わせ先  
警備救難部救難課  
海浜事故対策官 上之段  
03-3591-6361 (内線 5902)  
03-3581-2828 (夜間直通)  
警備救難部刑事課  
専門官 関田  
03-3591-6361 (内線 5403)  
03-3581-7946 (夜間直通)

(速報)

平成18年5月10日  
海上保安庁

## ゴールデンウィークにおけるマリレジャー安全推進旬間の実施結果等について

プレジャーボート等の海難船舶隻数は69隻、昨年に比べ8隻の増  
マリレジャーに伴う海浜事故者数は35人、昨年に比べ8人の増  
プレジャーボート等の乗船者のライフジャケット着用率は54パーセント、昨年に比べ10パーセント増  
磯場での釣り愛好者のライフジャケット着用率は54パーセント、昨年に比べ26パーセント増  
ライフジャケットを着用していた人の生存率は100パーセント、着用していなかった人の生存率は67パーセント  
プレジャーボート等3,273隻に対して現場指導  
遵守事項違反4隻、警告222件、検挙304件

プレジャーボート等とは、プレジャーボート(モーターボート、ヨット、水上オートバイ等)及び遊漁船をいう。

マリレジャーに伴う海浜事故とは、遊泳中、釣り中、磯遊び中、スキューバダイビング中、サーフィン中等に伴う海浜事故をいう。

海上保安庁では、「海で安全に楽しく遊ぶために ~大切な命を自分で守る~」をテーマとして、ゴールデンウィークにおけるマリレジャー安全推進旬間(4/28(金)~5/7(日)までの10日間)を設け、安全推進活動を実施しました。  
その内容は次のとおりです。

### 1 実施結果

期間中、全国の海上保安部署の海上保安官が、各地のマリーナ、釣具店等3,135箇所を訪問、リーフレット等を活用して自己救命策確保の重要性を周知しました。

また、小中学生等の若年齢層を対象とした海上安全教室等を全国51箇所で開催し、参加者総数8,093人に事故事例に基づく説明等を行い、海上での安全意識を深めてもらいました。

さらに、本旬間中、マリレジャー拠点周辺海域において、巡視船艇延べ1,512隻、航空機延べ170機によりプレジャーボート等計3,273隻に対して自己救命策の確保及び遵守事項(酒酔い等操縦禁止、自己操縦義務、危険操縦禁止など)に関する現場指導等を実施しました。

## 2 海難、人身事故発生状況

プレジャーボート等の海難船舶隻数は69隻、これに伴う死者・行方不明者数は3人でした。海難船舶隻数は昨年に比べ8隻の増、死者・行方不明者数は3人増でした。

船舶の用途別では、モーターボートが37隻と最も多く、次に水上オートバイ11隻、遊漁船8隻（死者・行方不明者数は1人）、その他7隻（死者・行方不明者数は2人）などの順となっています。

マリンレジャーに伴う海浜事故者数は35人で、うち死者・行方不明者数は15人でした。昨年に比べ、事故者数は8人増で、死者・行方不明者数は8人増でした。

内訳としては、釣り中の事故者数が最も多く14人（死者・行方不明者数は5人）、次にスキューバダイビング中5人（死者・行方不明者数は4人）、磯遊び中4人（死者・行方不明者数は3人）、遊泳中4人（死者・行方不明者数は2人）などの順となっています。

## 3 ライフジャケット着用状況調査

海上保安官が現場指導等により、ライフジャケットの着用状況について調査を実施したところ、その着用率は、プレジャーボート等の乗船者（キャビン内にある者を除く。）については54パーセント、磯場・岸壁等で釣りを行っていた人については20パーセント（磯釣り54パーセント、岸壁・防波堤釣り14パーセント）でした。

また、この期間中、海難によりプレジャーボート等から海中転落した21人のうちライフジャケットを着用していた12人については、生存率が100パーセント、着用していなかった9人のうち3人が亡くなり、生存率は67パーセントであり、ライフジャケットの着用が生存率向上に大きく寄与していることがわかります。

## 4 プレジャーボート等に対する遵守事項違反等の状況

船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する遵守事項の内、救命胴衣着用義務違反を認められた4隻については、同法に基づき遵守事項違反通知書を交付し関係運輸局に通知しました。

また、無免許、定員超過、書類不備などの海事関係法令違反の内、警告指導にとどめたもの222件、検挙したもの304件でした。

## 5 海上保安庁では、今回の安全推進旬間の結果を踏まえ、夏期の本格的なマリンレジャーシーズンに向けて、さらに、「救命胴衣の着用」、「118番による海難の早期通報」等の自己救命策について、指導を徹底することとします。

## 6 その他

期間中、海上保安官が安全指導等を実施した状況について、デジタル画像の提供が必要な方は、警備救難部救難課（03-3591-6361（内線5902）、03-3581-2828（夜間直通））まで連絡して下さい。

## ライフジャケット着用、携帯電話の利用、118番の有効活用が功を奏した救助事例

### 1【ライフジャケット着用で無事生還～水上オートバイの男性が約12時間海上を漂流～】

平成18年4月30日夕方、水上オートバイにて仲間のモーターボートと遊走中、海中転落し行方不明となった男性が、約12時間海上を漂流した後、5月1日早朝、海岸に泳ぎ着きました。男性はライフジャケットとウエットスーツを着用しており、疲労していたものの、命に別状はありませんでした。

友人からの118番による海難通報が事故発生から約4時間30分後になされ、巡視船艇・航空機を出動させ、捜索を実施しましたが、捜索が夜間となったこと、風速10m/秒以上の風が連吹し海上は大時化であったことから、捜索は困難を極めました。

今回、男性が助かった大きな要因の一つは、ライフジャケットを着用していたことであると考えられます。なお、海上保安庁への通報が遅れた要因として、遭難者が防水パックに入れた携帯電話を携行していなかったことがあげられます。

### 2【自己救命策確保の励行が功を奏す～漂流した水上オートバイを無事救助～】

平成18年5月4日、定係港を出港した水上オートバイ(船長他1名乗船)が沖合いで数時間遊走後、帰港するためエンジンを起動したところ、異音を発生し機関は運転するも推進力が得られず、点検・起動の繰り返しにより、最終的にはバッテリー過放電となり漂流したため、持っていた携帯電話で118番通報したもので、通報を受けて出動した巡視艇が該船を発見、無事曳航救助しました。

該船の乗船者2名とも救命胴衣を着用し、そのうち1名が、防水パックに入れた携帯電話を携行していたため、海上漂流中の水上オートバイ上から即座に118番通報することができ、事故発生から短時間での救助となったもので、日頃からの自己救命策確保の励行が功を奏した事例です。